

報告 1

令和 7 (2025) 年度県教育委員会の障害者雇用率について

教育委員会事務局教育政策課

1 概要

令和 7 (2025) 年 6 月 1 日現在の県教育委員会の障害者雇用率について、障害者雇用促進法第 40 条の規定に基づき、次のとおり栃木労働局に報告した。

2 県教育委員会の障害者雇用率

	対象職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率
令和 6 (2024) 年	12,608.0 人	340.5 人	2.70%	2.70%
令和 7 (2025) 年	14,209.0 人	341.5 人	2.40%	2.70%
差	1,601.0 人	1.0 人	▲0.30%	

(注) 本数値は報告値であるため、今後、異同を生じることがある。

- 分母積算の際の除外率が 10% 引下げとなり、分母となる職員数が約 1,600 人増加したが、障害者の雇用者数が伸び悩み、法定雇用率未達となった。

(参考) 障害者雇用に関する取組方針に基づく主な取組 (平成 30 年 11 月公表)

- ・ 県立学校の公仕・農業労務、事務職への非常勤職員の採用
- ・ 県立学校の教員業務支援員への非常勤職員の採用
- ・ 小中学校事務の障害者雇用枠の拡大と採用方法の見直し 等

- 引き続き、令和 7 (2025) 年 3 月に策定した栃木県教育委員会障害者活躍推進計画 (第 2 期) に基づき、障害者が活躍できる環境の整備に努めていく。